

京都大学創立百二十五周年記念事業委員会要項

(平成25年12月10日総長裁定)

第1 京都大学に、京都大学創立百二十五周年を記念する事業（以下「周年事業」という。）を実施するため、京都大学創立百二十五周年記念事業委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総長
- (2) 理事（非常勤の理事を除く。）
- (3) 総長が指名する副理事
- (4) 副学長（第2号に掲げる者を除く。）
- (5) 研究科長
- (6) 附置研究所の長
- (7) 医学部附属病院長
- (8) 放射線生物研究センター長、生態学研究センター長、地域研究統合情報センター長、フィールド科学教育研究センター長、こころの未来研究センター長及び野生動物研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名
- (9) 国際高等教育院長、環境安全保健機構長、国際交流推進機構長、情報環境機構長、図書館機構長及び産官学連携本部長
- (10) 物質—細胞統合システム拠点長
- (11) その他部局長のうちから総長が指名するもの 1名
- (12) 総長が指名する事務本部の部長

第3 委員会に委員長を置き、総長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

第4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第5 委員会に、周年事業の具体的な企画及び実施のため、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員のうちから総長が委嘱する幹事若干名で組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、総務担当の理事をもって充てる。

第6 委員会に、周年事業における個別の事業の実施のために、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会には、必要に応じて第2の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3 前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4 小委員会に委員長を置き、委員会の委員長が指名する。

第7 第5及び第6に定めるもののほか、幹事会及び小委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

第8 委員会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

第9 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成25年12月10日から実施する。